

農薬は 正しい使用を

農薬の基礎知識の再確認と
使用に係る現行制度を
今一度ご理解ください

平成18年5月29日に「ポジティブリスト制度」(※)が施行された後も、全国的に違反事例が発生しています。

その原因は、主に農薬使用上の誤りや不注意によるものが多い。農薬使用基準があいまいなまま、永年の経験での使用を過信されているものと思われる。

また自分が適正使用していても、ほかの場所(周辺ほ場、街路樹防除時など)から農薬の飛散があった場合は、農作物の被害がでたり減収する可能性が生じるだけでなく、残留基準超過により出荷停止になる危険性もあり、大きな損害となる可能性もあります。



加えて昨今、農薬に起因する事件が立て続けに起こり、食に対する不安感が拡大する大きな要因ともなっています。

このように、農薬に対するイメージがますます悪化する中、農薬の使用場面ではさらなる厳密な運用管理が求められます。

そのため、農薬の基礎知識の再確認と使用に係る現行制度を今一度理解していただき、農薬の適正使用への一層の取り組み強化をお願いいたします。

● 農薬の使用に当たって

使用する農薬の選定や、散布方法に関する内容については農業改良普及所や農業協同組合の営農センターでアドバイスを受けられます。

※ポジティブリスト制度

基準が設定されていない農薬などが一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度。

伐採木を配布します

名和淀江道路の建設で発生した伐採木(スギ、ケヤキ、ナラ、サクラ、マツ、ツバキ 直径5cm~30cm程度、長さ0.5m~2m)を希望者に配布します。

希望者は提供場所に取りに来てください。

◆時期

7月17日(金)~7月18日(土) 9時~16時
※無くなり次第終了します。

◆場所

大山町名和(名和ICの工事現場:右図のとおり)

◆種類など

スギ、ケヤキ、ナラ、サクラ、マツ、ツバキほか 全体で約2000本。(直径約5cm~30cm程度、長さ0.5m~2m)

◆数量

各自の家庭で使用される予定の数量とします。

◆提供方法

各自が準備していただいた運搬車両に、当方が積み込みます。なお、伐採木の種類は選ぶことが出来ません。

◆提供条件

①営利目的で伐採木を使用される方には提供出来ません。

- ②提供した伐採木に対する苦情は受け付けません。
- ③伐採木の種類は選ぶことが出来ません。
- ④伐採木の運搬は各自の責任で行ってください。
- ⑤提供場所が工事現場内であるため工事関係者の指示に従い立入禁止区域に入らないでください。



◆問い合わせ先

国土交通省 倉吉河川国道事務所 名和監督員詰所
大山町名和 919-11
☎ 0859-54-3736
FAX 0859-54-3740
大山町役場建設課
☎ 0859-53-3186